

景観要素としての畦畔木の保存に関する一考察

—新潟県・滋賀県を事例として—

A study on the preservation of levee trees in rural landscapes

落合基継* 高橋 強*

(*京都大学大学院農学研究科)

I はじめに

近年農村地域では環境保全やアメニティなどの高まりから、環境や景観に配慮した様々な整備が実施されてきた。しかし、農業の効率化や生産性向上を目的とした従来の土地改良事業では、景観の変化や緑地・生物相の喪失などを伴うことは避けられない。農業生産空間における景観・生態系保全と従来の土地改良事業とは相容れない関係にあると言える。例えば、農村の伝統的景観要素の1つである畦畔木^{注1)}の場合では、畦畔木は様々な利用がされてきたが、これまでに圃場整備によってそのほとんどが切れ独特の風景が失われてきた。圃場整備が実施されていない場合であっても、畦畔木にその利用価値がなくなれば、維持管理されずに放置されたり、また農作業の障害と感じられれば切られることも多い。しかし、そのような中で畦畔木が保存されているところもある。

本研究では、農村の伝統的景観要素である畦畔木に注目し、これまでに畦畔木が保存されている事例を、保存の理由や方法について分析し、今後畦畔木保存をしていくための提言をする。

II 畦畔木保存の経緯

調査対象地域は、新潟県新津市A集落、同県岩室村B集落、同県小国町C集落、滋賀県長浜市D集落であり、それぞれの集落の代表者と行政担当

者への聞き取り調査や資料・文献調査をした^{注2)}。

1. 新潟県新津市の事例

新津市A集落の畦畔木は、「稲架木並木」として新津市の民俗資料(農業生産用具)の指定を受け、保存されている。

1.1 民俗資料指定までの経緯^{注3)}

現在の「稲架木並木」は、A集落で昭和17-18年に実施された耕地整理の際に、既存の農地から1本の農道沿いに移植した時から始まる。当時は、稲を乾燥する^{注4)}ための農業施設として扱われ、A集落以外でも多くの畦畔木が見られた。

その後昭和48年頃にコンバインや乾燥機などの農業機械が導入され始めるまで畦畔木はハサ架けなどに利用された^{注5)}。しかし機械導入によって、畦畔木の利用はされなくなり、切られる畦畔木が多かったが、A集落の畦畔木は切られなかった。その原因として、次のようなことがあげられる。①田と雑種地^{注6)}にそれぞれ地番が存在し、かつ田と田に接する雑種地の所有者が異なる場所が多かった、②田と畦畔木の間コンクリートのU字溝があり、畦畔木を切っても田を広げることができなかった、③耕作農道沿いにはなかったため、農業機械の通行に支障にならなかった、④住宅地が近く、農薬の空中散布ができず、邪魔にならなかった、⑤防除の方法が、ホースによる農薬散布ではなく、邪魔にならなかった。残ったA集落の畦畔木は、周辺集落で利用されず切られていった畦畔木が多かったことにより、さらに目立つようになっていた。このような状況に対して、昭和57年2月に新津市教育委員会はA集落の「稲架木並木」(延長約1km, 1118

本)を文化財(農業生産用具としての民俗資料)に指定をした⁵⁾。文化財指定の際に地元農家が指定を了承した主な理由は次のようなものであった。①農作業への支障もほとんどなく経済的なマイナスが少ないから、②昔からあるものだから、③絵を描く、写真を撮るなどの外部の視線もあるから、④維持管理費用が集落に入るから。

1.2 指定されてからこれまでの状況

維持管理を監督する行政担当者によると、現在、本数は約 1000 本である。指定時点からの減少分は、並木を横切る盤越自動車道の開通による伐採分の 104 本や、その他枯死、倒木などである。樹種はヤチダモである。所有は、畦畔木のある雑種地の所有者である。維持管理については、指定された当時は集落の農家組合で請け負っていたが、現在では作業の危険性から市教育委員会が専門業者に委託している。例として、平成9年度の管理内容および費用は、①稲架木の補植^{注7)}(63 本、約 300 万円)、②剪定(年1回で全体の半分、約 100 万円)、③除草(年1回、約 9 万円)、④害虫駆除(年3回、約 7 万円)であった。なお、①と②の作業は専門の造園業者に、③と④の作業はシルバー人材センターに委託した^{注8)}。

集落代表者によると、以前大区画圃場整備の計画があった時にも、集落の話し合いの中で畦畔木の保存が考慮されており、地元農家の保存に対する意識が強いことがわかる。

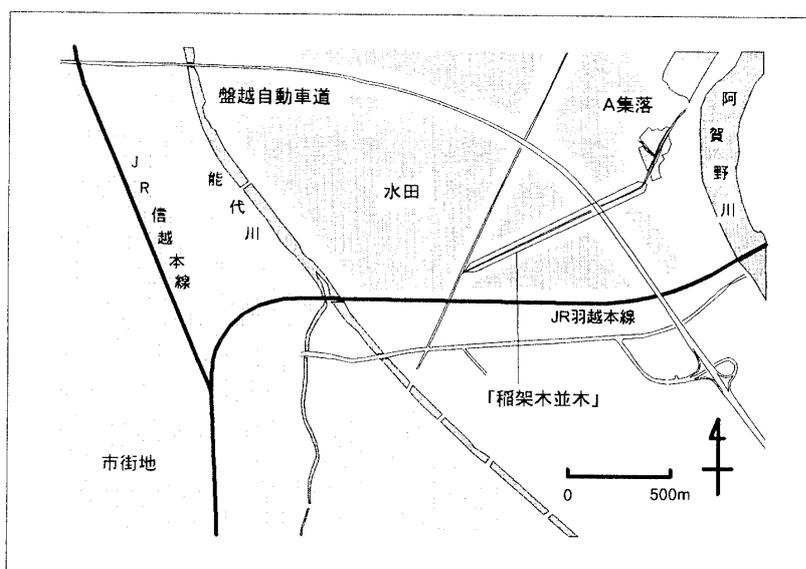


図1 新津市の畦畔木の位置

1.3 地元の抱える問題点

行政担当者の指摘では、毎年数本は台風による倒木などで失われている。今は他の場所でいらなくなった畦畔木を引き取っているが、将来的に畦畔木が無くなってしまふことへの危機感がある。

2. 新潟県岩室村の事例

新潟県岩室村B集落の畦畔木は村の観光資源として保存されている。

2.1 観光資源指定までの経緯^{注9)}

B集落では昭和3年から4年にかけて耕地整理が実施され、その際に農道沿いや畦畔沿いに畦畔木を移植した。新津市の事例と同様に、農家にとっては農業をしていく上で必要な農業施設であり、岩室村全域で畦畔木は移植されていた。

昭和45年にライスセンターができ、ハサ架けをする必要がなくなり、それからは畦畔木の数は少なくなっていった。そして、昭和52年の空中散布開始によって岩室村に残っていた畦畔木の多くが伐採された。そのような中で、B集落で畦畔木が残った原因として以下のことがあった。①田とその田に接する雑種地の所有者が異なること、②B集落は農家戸数が90戸で、他の集落に比べ戸数が多く、①との関連もあり空中散布開始の際にも伐採の話がまとまりにくかった。

昭和62年に、岩室村の岩室旅館組合の青年部から、B集落に多く残っている畦畔木を観光資源として保存することが観光協会に提案された。観光

協会とB集落の話し合いの結果、昭和62年に集落にある畦畔木のうち、これからは残すことのできそうなものを選び保存するものとして指定した。

2.2 指定されてからこれまでの状況

集落代表者によると、現在指定されている畦畔木は700本から800本、樹種はヤチダモである。所有は、以前と同様に雑種地の所有者である。維持管理は、B集落の農家が行っている。その費用は観光協会が負担しており、昨年であれば防除・枝打のために約18万円が集落に支払われている。また、畦畔木保存のための補償金が観光協会から支払われている。内訳は、畦畔

木の植えられている雑種地の長辺の長さ 10 間に対して 5000 円, そのうち雑種地所有者に6割, その雑種地に接する田の所有者に4割であり, 畦畔木の所有者だけではなく, 保存によって影響を受けることが予想される人にまで補償がなされている^{註10)}。昨年では, その総額は約 39 万円であった。

行政担当者によると, B集落の畦畔木は, 農村景観百選に選ばれており, 毎日のように写真撮影や絵描きのために訪れる人が絶えず, 岩室村の観光資源の1つとなっている。平成6年には, 県の補助事業によってB集落内の揚水機場を整備する際に, 地元住民や訪れる人のために, 機場敷地内に休憩小屋・トイレ・駐車場が設置された。

2.3 地元の抱える問題点

行政担当者の指摘では, 将来的には高齢化が進み, 5~6年後には管理を専門業者に委託しなければならず, その時の費用負担の増大を懸念している。また集落代表者と行政担当者の共通の意見として, 次の世代である後継者達に畦畔木保存を理解してもらうために, 今後教育面での考慮をしていかなければならないことが指摘された。

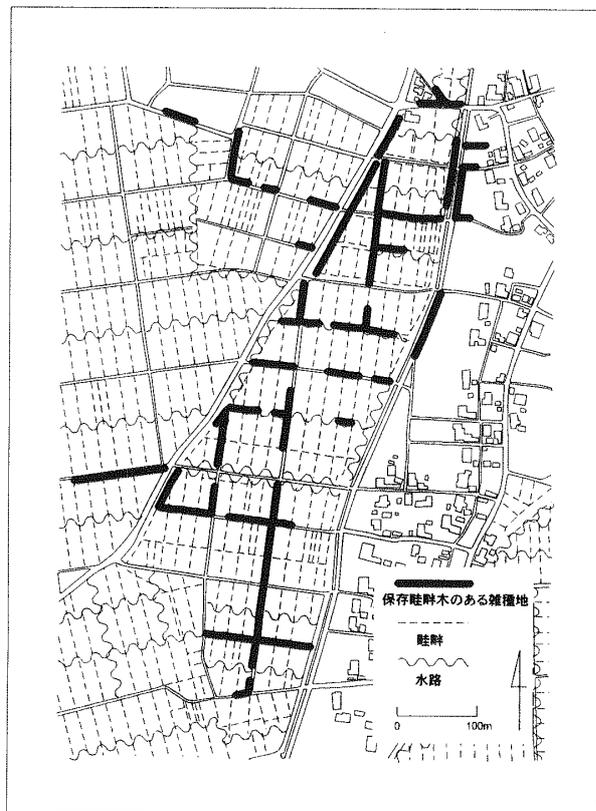


図2 岩室村の畦畔木の位置

3. 新潟県小国町の事例

小国町C集落では, 圃場整備の際に, 親水水路の設置とともに畦畔木が保存された。

3.1 保存までの経緯^{註11)}

小国町C集落では, 昭和 33-36 年に, 10a区画の区画整理が実施され, その際に畦畔沿いや農道沿いに畦畔木が移植されている。前述の2事例と同様に, 農作業に必要な農業施設として移植されている^{註12)}。昭和 50 年から空中散布が開始され, 昭和 53 年頃から乾燥機・コンバインなどが使用されるようになると, 利用はされず邪魔なものと思なされるようになり, 多くの畦畔木が切られた。結局残ったのは, 空中散布のヘリコプターの通り道を妨げないような集落農地の東側にある畦畔木であった。

平成4年から9年に実施された圃場整備の際に, 新潟県の圃場整備担当者から, 畦畔木保存の提案があった。また地元農家も畦畔木保存には賛成であった。その理由は, ①機能優先だが, それでも当地区や周辺の地区では以前に比べ畦畔木が減っており, 殺風景だと感じていた, ②「昔使っていたものだ」ということを子供や孫に見せたかった, ③保存する畦畔木は農作業の邪魔にはならなかった, ④畦畔木を残すために減歩はなく, 移植もなかったのでお金もかからなかった^{註13)}, などである。

3.2 保存されてからの状況と今後の課題

集落代表者によると, 保存された畦畔木は数十本である。樹種はヤチダモとハンノキである。所有は, 以前は個人の所有であったが, 現在は土地改良区の所有である。維持管理は, 地元の農家が2年に1回の枝打ちをしており, 補助金などはない。

今後の課題として, 行政担当者の指摘では維持管理に補助金等を出すことができず, 将来も維持管理ができるかがあげられた。また, 集落代表者・行政担当者共通の懸念として, 次の世代がハサ架けという畦畔木の利用を知らない世代であるので, 畦畔木を残していくことに理解をしてくれるかを心配している。

4. 滋賀県長浜市の事例

滋賀県長浜市D集落では, 圃場整備の際に畦畔木の保存および移植が実施された。

4.1 保存および移植の経緯

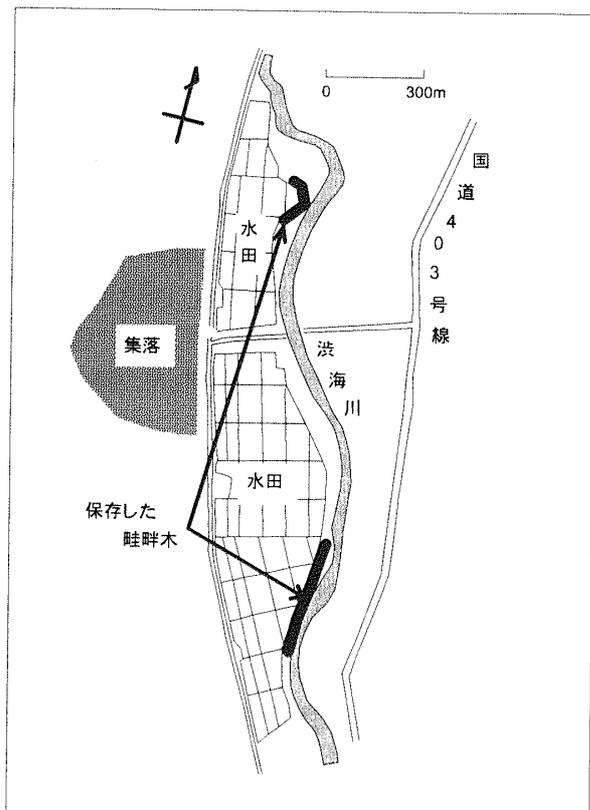


図3 小国町の畦畔木の位置

D集落を含む周辺地区では、近年まで多くの畦畔木が切られずに残されていた。以前はハサ架けやわら干しに利用されていたが、乾燥機を使うようになってからは畦畔木は使用されなくなった⁶⁾。集落担当者によると、平成元年からはじまった圃場整備が進むにつれて畦畔木が切られ、昔ながらの風景が無くなってしまふことへの危機感が地元住民に生じていた。そこで、D集落から長浜市へ「畦畔木の移植などについて」との畦畔木保存の要望書が提出された。行政担当者によると、要望書提出と同時期に、他県に住むアマチュア写真家から長浜市長宛に畦畔木保存を訴える手紙も送られてきた。さらに、行政担当者も、環境に配慮した農業農村整備の実施についてその必要性を強く感じていた。

これらの要因から、平成6年には、親水水路の整備とともに「現況畦畔木の移植」が景観整備事業として決定した。費用は、景観整備費用のうち10%が地元集落の負担となり、農家一戸当たり約8万円の負担であった。移植および保存の本数は182本である。移植場所は、主に集落北側を流れる春近川沿いと新たに

整備された農道・排水路沿いであり、保存・移植用地捻出のための減歩はなかった^{注14)}。また、集落代表者によると、日当たりを考慮して農道や排水路の南側、農地に朝日を入れるために農地の西側、農作業や通行の邪魔にならない橋の四隅、などの場所を移植先として決定した。移植の際には、畦畔木一本ごとに番号を付け樹種を特定し、仮植をした後に移植した。

4.2 移植・保存からこれまでの状況

集落代表者によると、所有は整備前は個人所有であったが、整備後は集落による所有となった。維持管理は集落の役員が中心になって年に1回枝打ちを行っており、維持管理費用の補助はない。

4.3 移植および保存の際の問題点

行政担当者の指摘によると、今回の畦畔木保存は、圃場整備事業の一部として実施したことから、整備項目として「樹木の保存・移植」等の項目がない。したがって、個々の対応をせざるを得ず、予算決定のためには、通常の場合よりも煩雑な事務作業が必要であった。また、維持管理についても制度がないために補助をすることができていない。また技術的な問題として、圃場整備による水路・農道の位置の変更や盛土・切土などによる土壌・水分条件の変化により、仮植えをしたにもかかわらず生育の悪い畦畔木があった。区画や水路・農道が決定した後に移植が計画されたので、畦畔木にとってよい条件での移植は難しかった。

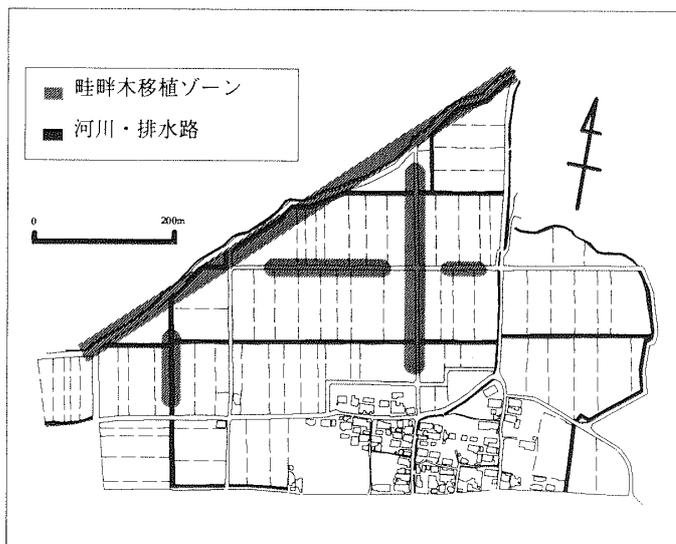


図4 長浜市の畦畔木の位置

III 考察

1. 畦畔木と農家の関係の移り変わり

新津・岩室・小国では、時期は異なるが、耕地整理の際に畦畔木を移植保存している。「ハサ架け」のために必要なものとして保存されたのである。農業の機械化が進むまでは稲を乾燥するために利用された。そしてコンバイン・乾燥機などの農業機械の導入によって、「ハサ架け」の利用をする必要がなくなった。また、ヘリコプターによる農薬の空中散布の邪魔になった。このように、畦畔木が伐採される状況が揃っていき、実際にそれぞれの事例集落の周辺では畦畔木は姿を消していった。そのようななかで今回紹介した事例地区ではそれぞれの事情で畦畔木は切られずに残り、保存された。その保存の方法として、新津・岩室では外部^{註15)}からの働きかけがあった。すなわち、畦畔木に文化財や観光資源としての価値を与え、また畦畔木の所有者等に維持管理費や補償金といった経済的裏付けを与えた。小国・長浜では、圃場整備による新しい区画・農道・水路等が決定した後に、農作業に支障のなく保存のための減歩が必要ない場所で移植・保存をした。

以上の時間経過のなかで、農家にとっての畦畔木の意味は変化してきた。つまり、以前はハサ架けという作業に利用するものであったが、現在では文化財または景観要素へと変化している。これは、農家と畦畔木の関わりが、ハサ架け利用という直接的物理的な関わりから、文化財または景観要素という間接的観念的な関わりへ変化していることを示すものとする。また、畦畔木の保存に対する農家の態度が変化している。以前はハサ架けに必要なものとして耕地整理の際にも移植をしたが、現在では外部からの働きかけによる保存、または農業の合理性が優先するような保存へと変化している。これは、農家の畦畔木に対する必要性が以前に比べ現在では小さくなっていることを示していると考えられる。小国では、後継者世代がハサ架けという畦畔木の利用をした経験がないことから、将来畦畔木保存を理解してくれるかという懸念が集落代表者および行政担当者から指摘された。「昔使ったもの」だから残したいと考えている世代の畦畔木との

関わり方とは異なり、後継者世代の畦畔木との関わり方が利用を伴った直接的なものではないことから、後継者世代には畦畔木を保存したいという動機が生じないことを心配しているものと言える。

2. 圃場整備と畦畔木保存

小国・長浜では圃場整備の際に畦畔木が保存されている。この両地区で共通していることとして、農作業の邪魔にならないところでの移植・保存がおこなわれたことと、整備後の維持管理に対して補助金が支出されないことがあった。前者については、両地区での整備においては畦畔木保存よりも農業の合理性が優先されていることを示していると言えよう。後者については、圃場整備における農地区画の拡大・水路や農道の直線化といったハード整備と同様に、保存・移植がハード整備として扱われ、ソフト面である維持管理については考慮されなかったものと言える。圃場整備の際に畦畔木保存ができたことはこれまでの生産性効率性一辺倒の土地改良事業を考慮すれば、景観に配慮する整備という点で大きな進歩である。しかし、新津や岩室では維持管理費の補助や補償金があることと比べると、圃場整備の際の畦畔木保存ではソフト面での不備は否めない。

IV 畦畔木保存のために

ここでは本論の考察を踏まえて、将来の畦畔木保存の課題を述べる。

農家と畦畔木との関わり方が変化をしてくれている。小国ではその関わり方の変化が畦畔木保存の意識にも影響を与えるのではという懸念があげられた。また、畦畔木を所有する農家の保存の意識は、将来の畦畔木保存に大きな影響を与えると考える。以上のことから、畦畔木保存の1つの方法として、畦畔木を単に景観要素として残すのではなく、農家と畦畔木との関わりであった利用をも含めて残していくことを提案する。そこでは、農家と畦畔木との直接的物理的な関わりであるハサ架け利用をすることで、農家と畦畔木の間にも単なる景観要素として間接的観念的関わり以上の結びつきを形成し、それによって農家の持つ畦畔木保存の意識をさらに高めることができると考える。しかし、乾燥機の利

用を止めて昔と全く同じようにすべてハサ架けによって稲の乾燥をすることは現実的でない。新津や岩室で実施されているような現状維持の保存の方法に加えて、一部の畦畔木で、例えば環境教育としての伝統的農法のハサ架けを学ぶ場にする、ハサ架けなどの農業体験を通じて都市住民との交流を図る、自然乾燥米として付加価値を与えて販売するなど、畦畔木の直接的利用を引き出すための仕掛けを組み入れることが必要であるとする。

また、圃場整備における畦畔木保存については、現状では畦畔木保存よりも農業の合理性が優先されている。これは圃場整備などの現状の土地改良事業が生産性効率性の向上を目指すものであることからやむを得ないことであろう。しかし、最近盛んに議論されている農地の多面的機能を念頭に置けば、畦畔木のある農地において農業の合理性と畦畔木保存とが両立できるようにすることが必要であるとする。そのために、まず畦畔木保存の具体的な手法を確立し^{注16)}、その上で、現在では不十分である維持管理等のソフト面を含めて、農業の合理性と畦畔木保存の両立ができるような調整技術の開発や制度の整備をするべきである。

謝辞: 本研究を進めるに当たって、新津市、岩室村、小国町、長浜市、そして地元の方々に大変お世話になりました。感謝申し上げます。

[注]

注1) 地方によって「ハザキ」、「アゼキ」と呼び名は様々であるが、小林¹⁾、勝野²⁾、海老沢³⁾、葉山⁴⁾の先行研究と同様に、総称的に「畦畔木」を使用する。

注2) 畦畔木に関する文献は小林[1]・海老沢[3]に詳しい。しかし、今回のテーマである畦畔木の保存の経緯についての文書情報はほとんどない。したがって、畦畔木保存に関わった人へのインタビューという調査方法を選んだ。調査実施時期は、A・B・C集落は平成11年2月、D集落は平成10年9月等数回である。インフォーマントとしては、集落の農業事情に精通している農家組合の代表(調査時点、以下同様)、圃場整備を実施したC・D集落では集落の圃場整備委員、また現在の畦畔木の保存や管理に携わっているもしくは圃場整備の際に関わった行政担当者を選んだ。新津市、A集落集落代表者M氏(農家組合長)、同市教育委員会A氏・K氏。岩室

村、B集落集落代表者A氏(農家組合長)、同村観光商工課T氏、同農林水産課Y氏。小国町、C集落集落代表者I氏(圃場整備推進委員)、同町農林課K氏(圃場整備担当者)。長浜市、D集落集落代表者K氏(圃場整備推進委員)、滋賀県長浜県事務所土地改良課Y氏(圃場整備担当者)。

注3) 本項 1.1 はA集落の集落代表者へのインタビュー調査結果をまとめている。

注4) 畦畔木を利用した稲の乾燥方法を「ハサ架け」という。

注5) A集落は昭和45年まで種籾採取の指定を受けており、良質の籾をとるために自然乾燥が必要であった。

注6) 畦畔木の植えられているところ。

注7) 台風による倒木や枯死したもののためであり、近隣から必要のなくなった畦畔木を引き取っている。

注8) 平成9年度新津市教育委員会事務報告書より

注9) 本項 2.1 はB集落の集落代表者へのインタビュー調査結果をまとめている。

注10) 昭和62年夏井ハザ木保存者明細(夏井事務所)より

注11) 本項 3.1 はC集落の集落代表者へのインタビュー調査結果をまとめている。

注12) 小国町の他集落の中には、区画整理の際に畦畔木を禁止したところもあった。

注13) 小国町の担当者によれば、お金がかかっていたり、農作業の邪魔になるような場所の保存であれば、反対者もいたかもしれない、とのことであった。

注14) 平成7年県営ほ場整備事業郷里東地区垣保工区景観保全整備計画(滋賀県長浜県事務所土地改良課)資料より

注15) ここで使用する「外部」とは、農家や農業関連の行政等の団体以外の個人・団体を指す。

注16) 上述した利用を伴った保存方法もその1つと言える。また、今回は考慮しなかった視覚的認知面からの畦畔木の景観評価による検討も必要であるとする。

[参考文献]

[1] 小林博(1976):「県治にみる畦畔木の変遷」近江地方史研究, 第3号

[2] 勝野武彦(1980):「農業地域の景観保全に関する研究(Ⅰ)」日本造園学会研究発表要旨

[3] 海老沢秀夫(1982):「畦畔木について(1)」森林文化研究, 3巻1号

[4] 葉山嘉一・勝野武彦・高橋理喜男・藤崎健一郎(1995):「農村景観としての畦畔木の現状と利用に関する研究」農村計画学会学術研究発表会要旨集

[5] 新津市教育委員会(1995):『新津の文化財』, p.108

[6] 落合基継・高橋強(1999):「農村景観要素である畦畔木の実態」農業土木学会論文集, 第199号, pp.151-160

Abstract: The purpose of this paper is to analyze the preservations of levee trees in rural landscapes. The results are as follows: 1. The role of levee trees for farmers has changed: from implements to dry up rice to cultural assets or landscape elements. 2. In case of the preservations in farm land consolidations, agricultural rationalization had priority over the preservations of levee trees, and there has been few subsidies for the care of levee trees after farm land consolidations. We suggest that levee trees should be preserved with use for drying up rice, not only as landscape elements. We also suggest that the agricultural rationalization and the preservation of levee trees should be treated equally.